

国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 8 条の 6 第 1 項の規定に基づき以下のとおり樹木採取区として指定したので、同条第 2 項前段の規定に基づき、公示する。

令和 3 年 9 月 8 日
北海道森林管理局長

1 樹木採取区の名称

- ①北海道森林管理局 1 胆振東部樹木採取区
- ②北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区

2 樹木採取区の所在地

別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

3 樹木採取区の面積

- ①北海道森林管理局 1 胆振東部樹木採取区

樹木採取区の区域面積 671.03 ha

採取可能面積 554.21 ha

備考：面積は森林調査簿（令和 2 年 3 月 31 日時点）による。

- ②北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区

樹木採取区の区域面積 670.55 ha

採取可能面積 559.06 ha

備考：面積は森林調査簿（令和 2 年 3 月 31 日時点）による。

4 区域図及び区域位置図

別紙 2 のとおり。